**意見陳述**(2024年10月9日)

**浦島悦子**

私は1948年、鹿児島県川内市(現在の薩摩川内市)で生まれました。1990年から沖縄に住み、1998年3月、沖縄市から現在の名護市東海岸に移住しました。それから26年余になります。

　私がここに移住したのは、海と山に抱かれたこの地域の自然環境と、それに育まれてきた暮らしや文化、人々の絆に強く惹かれ、そこで子育てをしたいと願ったからです。

　この地域に降って湧いた辺野古新基地建設計画は、地域の宝である類まれな自然と、人々の暮らしや文化を物心両面にわたって破壊し、次世代に軍事基地という負の遺産を残すものであるとして、地域住民はこぞって反対運動に立ち上がり、1997年12月21日に行われた名護市民投票では、東海岸住民を含む名護市民の過半数が「新基地NO」の意思を示しました。

　しかし残念ながら、国の圧力により、当時の名護市長が市民意思に反して基地を受け入れ、以来四半世紀以上、私たちはこの問題に翻弄され、地域コミュニティを破壊され、心身に耐えがたい苦痛を味わわされてきました。その間、2019年に行われた「辺野古埋立の賛否を問う県民投票」を含め、地域住民・沖縄県民、そして県知事に至るまで、あらゆる機会を通じて「反対」の意思を示し続けてきたにもかかわらず、国はことごとく無視し、民主主義も地方自治も踏みにじり、違法・脱法行為を繰り返してまで工事を強行しています。

力もお金もない住民が国家の暴力にさらされてきたこの30年近い日々は、私たちにとって理不尽の極みであり、やむなく、司法に正義を求めて国を提訴せざるを得ませんでした。現在、辺野古・大浦湾沿岸住民を原告とする3つの抗告訴訟が係争中です。沖縄県の埋立承認撤回を取り消した国交大臣の裁決の取り消しを求める訴訟、知事の設計変更不承認を取り消した国交大臣の裁決の取り消しを求める訴訟、そして、国による代執行の取り消しを求める本訴訟です。

　設計変更不承認を巡る訴訟の第3回口頭弁論（2023年3月23日）において私の意見陳述書に事前提出が求められ、提出した書面に対し、前代未聞の文言の書き換えが命じられました。

新基地建設工事が始まって以来、私たちは、太古の昔から地域住民の命と暮らしを支え、文化を生み出してきた大切な自然が日々壊され、豊穣の海が埋め殺されていくのを毎日見せつけられています。それは、我が身を削られるような苦痛です。

人間活動の活発化によって急速に劣化する地球環境への危機感、このまま続ければ人類の生存が危うくなるという危機感を世界の国々が共有し、1992年に生物多様性条約が結ばれました。日本政府も批准しており、環境省は昨年、第6次生物多様性国家戦略を策定しています。率先して生物多様性を守る義務を負っている国が、それと全く逆に、「奇跡の海」と言われるほどの生物多様性を残し、地球上で守るべき海として「ホープ・スポット」にも選定された辺野古・大浦湾を、国民の血税を使って破壊し続けていることを、私は「国家犯罪」だと書きました。また、自然（生物多様性）を壊すことは、現在の私たちだけでなく、これから生きていく次世代の暮らしや文化を破壊する「犯罪行為」であり、国のこの「犯罪行為」について裁判所が吟味せず「原告適格なし」と判断するなら、後世の人々から破壊の片棒を担いだと「断罪」されるだろう、と書きました。

裁判所に書き換えを命じられたのは、これら「罪」という文字が入った4か所でした。その時点では法廷における陳述を優先して、不本意ながら書き換えて陳述しましたが、私は未だに納得していません。

辺野古新基地建設を巡るその後の経過を見ると、代執行までして大浦湾の軟弱地盤に手を付け始めた国の工事強行は、どう考えても、やはり「国家犯罪」と言う以外に表現が見当たりません。民意と県民の生命・財産を守るという県知事としての任務を全うするために不承認を貫く知事の権限を奪った国による代執行は、国家犯罪の最たるものと言えないでしょうか。

大浦湾の軟弱地盤と呼ばれている海底は、柔らかい砂泥に抱かれて無数の生き物たちが生息している命の宝庫であり、大浦湾の生物多様性の底辺を支える最も大切な場所です。ここを埋め固めることは、命の大殺戮であるだけでなく、大浦湾全体の命の循環を壊滅的に破壊します。また、海水の異常高温が続き、大浦湾でもサンゴの白化が広範囲に進む中で、最もやってはいけないサンゴの移植を防衛局が強行したのも言語道断です。

軍事基地は戦争のためのものです。戦争がいかに無益・無残なものであるかは、現在も世界中で続いている戦争が証明しています。そんなものを作るために、未来の幾世代にもわたって命を育み、恵みを与えてくれる海や森、自然を壊すことを、「未来への犯罪」だと言わずに何というのでしょうか？

私は、行政権力をかさに着た「犯罪」を、行政権力から独立した司法に裁いて欲しいという願いを込めて、この意見陳述を行っています。何よりも、裁判官も自然の恩恵の中で生かされている人間の一人であり、その、人としての心に訴えたいのです。

　裁判官におかれましては、人としての原点に立ち、今を生きる人間だけでなく、未来世代や、その命を支える自然環境にとっての正義を示してくださるよう、心よりお願い申し上げます。